

掛川市条例第60号

掛川市美感ホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市美感ホール条例の一部を改正する条例

掛川市美感ホール条例（平成17年掛川市条例第158号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中

6,000円	9,000円	12,000円
7,800円	11,700円	15,600円
800円	1,040円	1,040円
800円	1,040円	1,040円

を

6,170円	9,250円	12,340円
8,020円	12,030円	16,040円
820円	1,060円	1,310円
820円	1,060円	1,310円

に改め、同表 2 の表を次のように改める。

2 附属設備等利用料金

種類又は品名	単位	金額
サスペンションライト	1台	100円
ローアーホリゾンライト	1式	510円
シーリングスポットライト	1台	100円
フロントサイドスポットライト	1台	100円
ピンスポットライト（クセノン 1KW）	1台	1,020円
エフェクトライト	1台	100円
平凸スポットライト	1台	100円
フレネルスポットライト	1台	100円
パーライト	1台	100円
音響装置	1式	1,020円
ステージスピーカー	1台	200円
サブミキサー	1台	1,020円
ダイナミックマイク	1本	300円
コンデンサーマイク	1本	300円
ワイヤレスマイク	1本	820円

レコーダー・プレーヤー (MD／カセット)	1 台	300円
平台	1 台	50円
演壇 (花台含む。)	1 台	300円
司会者台	1 台	100円
譜面台	1 台	50円
ピアノ (C F 6)	1 台	2,050円
16ミリ映写機 (スクリーン含む。)	1 台	1,540円
スライド	1 台	200円
OHP	1 台	200円
スクリーン (ホール)	1 式	200円
レーザーポインター	1 台	50円
持込器具	1 K W	100円

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市美感ホール条例 (以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。)以後における使用許可に係る利用料金から適用し、施行日前における使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第8条第3項の規定による承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。